

土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく基準等の見直し（案）

1. 趣旨

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）は、特定有害物質による土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害を防止することを目的に制定されている。法に基づく特定有害物質は、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）で揮発性有機化合物や重金属等の 26 物質が指定されている。これらの特定有害物質については、汚染状態に関する基準として、有害物質を地下水経由で摂取するリスクの観点から設定された土壌溶出量基準と、有害物質を含む土壌を直接摂取するリスクの観点から設定された土壌含有量基準が、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）に定められている。

平成 21 年 11 月に 1,4-ジオキサン、クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及び 1,1-ジクロロエチレンの 4 項目について、平成 23 年 10 月にカドミウムについて、平成 26 年 11 月にトリクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目の追加及び基準値の見直しが行われた。このような状況等を踏まえ、平成 25 年 10 月に環境大臣から中央環境審議会に対し、これら 6 物質に係る環境基準等の見直しについて諮問がなされた（土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について（諮問第 362 号））。

これを受け令和元年 9 月に中央環境審議会土壌農薬部会土壌環境基準小委員会において、「カドミウム及びトリクロロエチレン」について土壌の汚染に係る環境基準の見直しに係る検討を、令和元年 11 月に同部会土壌制度専門委員会において、「カドミウム及びその化合物、トリクロロエチレン」について土壌汚染対策法に基づく基準の見直しに係る検討を行い、令和 2 年 1 月に中央環境審議会土壌農薬部会（第 37 回）において、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第 4 次答申）」（※）が取りまとめられ、令和 2 年 1 月 27 日付けで中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされた。

これらのこと等を踏まえ、以下の省令及び告示について所要の改正を行うこととするものである。

※<http://www.env.go.jp/press/108726.html>

- (1) 土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）
- (2) 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）
- (3) 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号）
- (4) 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）

2. 改正案の概要

(1) 土壌の汚染に係る環境基準について

これまでカドミウム及びトリクロロエチレンについて土壌環境基準が定められてきたところであるが、第 4 次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
カドミウム	検液 1 L につき <u>0.003 mg</u> 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。※	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、 <u>日本工業規格 K 0 1 0 2</u> (以下「規格」という。)の 5 5. 2、5 5. 3 又は 5 5. 4 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 4 6 年 6 月 農林省令第 4 7 号に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき <u>0.01 mg</u> 以下であること。	日本工業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又は 5. 5 に定める方法

※カドミウムに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中の濃度が地下水 1 L につき 0.003 mg を超えていない場合には、検液 1 L につき 0.009 mg とする。

(2) 土壌汚染対策法施行規則

①法に基づく基準の見直し（別表第二～別表第五関係）

これまでカドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンについて法に基づく基準が定められてきたところであるが、第 4 次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

カドミウム及びその化合物に係る基準

基準の名称		基準
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	検液 1 L につきカドミウム <u>0.003 mg</u> 以下であること。
	土壌含有量基準	土壌 1 kg につきカドミウム <u>45 mg</u> 以下であること。
地下水基準		1 L につきカドミウム <u>0.003 mg</u> 以下であること。
第二溶出量基準		検液 1 L につきカドミウム <u>0.09 mg</u> 以下であること。

トリクロロエチレンに係る基準

基準の名称		基準
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	検液 1 L につき <u>0.01 mg</u> 以下であること。
	土壌含有量基準	—
地下水基準		1 L につき <u>0.01 mg</u> 以下であること。
第二溶出量基準		検液 1 L につき <u>0.1 mg</u> 以下であること。

②その他所要の改正

前回改正時の改正漏れの措置等を行うこととする。

③経過措置

- ・①に係る規定の施行前に法第3条第1項の有害物質使用特定施設の廃止をした者（同項ただし書の確認を受けている場合であって、①に係る規定の施行後に法第3条第6項の規定により当該確認を取り消され、又は、同条第8項の規定による命令を受けた者を除く。）、第4条第2項の届出をした者、第4条第3項若しくは第5条第1項の命令を受けた者又は第14条第1項の申請をした者に係る改正前の土壌汚染防止法施行規則第7条第1項の地下水基準、第9条第1項第2号の第二溶出量基準、第31条第1項の土壌溶出量基準及び第31条第2項の土壌含有量基準の適用については、なお従前の例によることとする。
- ・①に係る規定の施行前に法第7条第1項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置については、なお従前の例によることとする。
- ・①に係る規定の施行前に土壌汚染対策法施行規則第60条第1項の規定により法第16条第1項の認定の申請をした者に係る土壌の調査については、なお従前の例によることとする。

(3) 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件

①カドミウム及びその化合物の測定方法の見直し

別表の、カドミウム及びその化合物の測定方法について、第4次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の5.2、5.3又は5.4に定める方法

②その他所要の改正

その他用語の整理のための改正を行うこととする。

(4) 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件

①カドミウム及びその化合物の測定方法の見直し

別表の、カドミウム及びその化合物の測定方法について、第4次答申の内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の5.2、5.3又は5.4に定める方法

②その他所要の改正

その他用語の整理のための改正を行うこととする。

3. 施行期日

令和3年4月1日から施行することとする。

ただし、2.(2)②に係る部分については、公布の日から施行することとする。